

多治見市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、多治見市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議の招集は、会議の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ出席者に通知して行う。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(議長)

第3条 会議に議長を置き、議長は、市長又は市長の任命した者とする。

(非公開)

第4条 会議は、当該会議の扱う事案の内容等が、多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号）第6条第2項各号のいずれかに該当するおそれがあると認められるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。ただし、人の生命、身体又は健康を保護するために公開することが必要であると認められる場合は、その会議を公開するものとする。

(議事録)

第5条 議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 開会及び閉会についての事項並びに日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 意見を聞くために出席した関係者又は学識経験を有する者の氏名
- (4) 議題及び議事要旨
- (5) 公開又は非公開の別

2 議事録は、公表する。ただし、前条の規定により非公開と決定したもの限り、公表しないものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。